

# 新型コロナウイルス感染症関連情報

## 新型コロナウイルス感染症の影響で 区立住宅使用料の支払いが困難な方は 減免・支払期限延長の申請を

区立住宅に入居している方で、収入が転職・退職・休業等により著しく減少し、使用料等の支払いが困難になった方は、申請により、使用料等の減免や支払期限の延長ができる場合があります。申請方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】住宅課区立住宅管理係(本庁舎7階) ☎(5273)3787へ。

- 減免  
使用料を減少後の収入に応じた額に見直し、おおむね1～5割減額できます。
- 支払期限の延長  
最大6か月間、支払期限を延長できます。

**区営住宅・都営住宅  
地元割当入居者の  
募集を延期します**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月に予定していた募集期間を6月以降に延期します。申し込み方法等詳しくは、6月以降に広報新宿や新宿区ホームページでご案内します。

## 新型コロナウイルス感染症による自粛が続く中

**イライラしたり  
気持ちが落ち込むことは  
ありませんか**

こんなことは  
ありませんか

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が変化し、不安やストレスを感じている方も少なくありません。心の健康に影響が出る前に、早めの対応・相談で心のケアをしましょう。

【問合せ】牛込 ☎(3260)6231・四谷 ☎(3351)5161・東新宿 ☎(3200)1026・落合 ☎(3952)7161の各保健センターへ。

■ 感染や仕事・生活への不安を感じる



■ 外出できず、ストレスで感情的になる

## ◆ご自身のいら立ちの度合いを イメージしましょう

心の中に感情温度計をイメージし、ご自身のいら立ちを自覚すると冷静に対応できます。

いら立ち度合い	いら立ち度合い	対応
高	5 感情爆発 (手が出てしまう場合もあり)	保健センターに相談する(上記参照)など、誰かを頼りましょう
	4 感情爆発間近	部屋から離れてみましょう
	3 顕著ないら立ち	家族と距離を取りましょう
	2 中程度のいら立ち	リラクゼーションしましょう(右記参照)
低	1 少しのいら立ち	いら立ちを自覚しましょう

## ◆リラクゼーション してみましょう

**リラクゼーションの例**

- ▶大きく息を吸って、20秒以上かけて吐く
- ▶肩を上げて力を入れ、だらんと肩を落として力を抜く
- ▶家族と互いに手をもみ合ったり、背中をさすり合う

※厚生労働省ホームページ「こころの耳」([https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus\\_info/](https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus_info/))で、そのほかの方法を紹介しています。

## ！ 新型コロナウイルス感染症に便乗した 給付金詐欺にご注意を

●給付金に関するメールは詐欺です 添付されたURLを開かないでください

新型コロナウイルス感染症関連の給付金に便乗した詐欺メールが送られてくるケースが多く報告されています。メールにあるURLをクリックすると、個人情報が盗まれてしまう危険があります。給付金に関して区や総務省がメールで個別に連絡することはありません。メール以外にも、詐欺の電話がかかってきたりはがきが送られてくるのが予想されますが、個人情報を教えたり、記載の問い合わせ先への連絡はしないでください。おかしいと感じた場合は、区内4警察署または区危機管理課にご相談ください。

【警察署代表電話】▶牛込 ☎(3269)0110、▶新宿 ☎(3346)0110、▶戸塚 ☎(3207)0110、▶四谷 ☎(3357)0110

【問合せ】区危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532へ。

## 新型コロナウイルス感染拡大の影響で 貸付・融資あっせん等を受ける際に必要な 各種証明書の事務手数料を免除します

【免除対象の証明書】窓口・郵送で交付する次の証明書

- ▶住民票の写し(広域交付住民票を除く)、▶印鑑登録証明書、▶特別区民税・都民税課税証明書、▶特別区民税・都民税非課税証明書、▶特別区民税・都民税納税証明書

※コンビニ交付等による手数料は対象外です。

※すでに交付した証明書の手数料は還付しません。

※申請時、新型コロナウイルス感染症に伴う融資や貸付制度等の申請に使用する旨の申し出・記載がない場合、無料の取り扱いができません。

【対象手続き】▶商工業緊急資金(特例)、▶総合支援資金生活支援費(特例貸付)、▶福祉資金緊急小口資金(特例貸付)、▶新型コロナウイルス感染症特別貸付、▶新型コロナウイルス対策マル経融資、▶危機対応融資ほか

【問合せ】▶住民票の写し・印鑑登録証明書…戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601、▶課税・非課税・納税証明書…税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

## 新型コロナウイルス感染症に 感染しない・感染させない ためのポイント

誰もが新型コロナウイルス感染症に、感染するリスク・感染させるリスクがあります。一人一人の命・大切な人、社会を守るため、以下を実践しましょう。

【問合せ】保健予防課保健相談係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3862へ。

### ◎ウイルスと接する機会をつくらないことが基本です

#### ①家で過ごしましょう

食品の買い出しなど、生活に必要な外出も、最低限にしましょう。



#### ②家の外ではどこにいても 2m以上距離をとります

健康維持のための散歩など外出するときは、周りを見回して、できるだけ人との距離を2mとりましょう。



#### ③家で一人のとき以外はいつでも マスクを着用しましょう

感染していても症状がない場合があります。咳やくしゃみのほか、会話をするときも、しぶきは飛んでいます。他人への感染を防ぐため、外出時はもちろん、感染を防ぐため、家でも1人のとき以外はマスクを着用しましょう。



#### ④こまめに手洗いをしましょう

★換気を実践し、健康管理にも気を付けましょう。



## しんじゅく平日・土曜日夜間 こども診療室 (国立国際医療研究センター病院内 戸山1-21-1)の 一時休止の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、診察を当面の間一時休止します。

今後の予定等は、下記問合せ先までお問い合わせください。新宿区ホームページ等でもご案内しています。

【問合せ】健康政策課健康企画係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3024へ。



## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 借入人への家賃を減額したときは 減額分の一部を区が助成します

店舗等の  
オーナーの方へ

店舗等の賃貸人が新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している事業者に対し、家賃を減額した場合に、区は、減額した家賃の一部を賃貸人に助成します。助成金は6月中旬から支給を開始する予定です。住所要件等、詳しくはお問い合わせください。

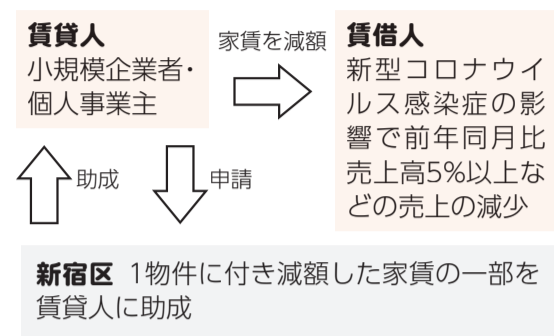
【問合せ】店舗等家賃減額助成担当(本庁舎6階) ☎(5273)3554へ。

【対象】令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響で減額となっている店舗等の家賃を借入人に対して減額した区内の小規模企業者・個人事業主

【助成額】減額した家賃の2分の1(月50,000円を限度、1賃貸人に付き5物件まで)

【助成対象月】令和2年4月～10月分のうち、最大6か月分

※対象には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。また、感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。



## 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談

### 症状・感染について

内容	相談先	電話・ファックス
感染の疑いがある 次のいずれかの症状がある方(下記目安は見直される予定です) ▶強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある ▶風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上(高齢者や基礎疾患のある方は2日程度)続いている	《新宿区》 帰国者・接触者電話相談センター (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時) 《東京都》帰国者・接触者電話相談センター (月～金曜日午後5時～翌午前9時、土・日曜日、祝日等は24時間受け付け)	☎(5273)3836 ☎(5273)3820 ☎(5320)4592
症状・予防など 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談(感染の疑いや症状がある等の相談を除く)	《新宿区》新型コロナウイルス相談電話 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時) 《厚生労働省》(午前9時～午後9時)	☎(5273)3836 ☎(5273)3820 ☎0120(565)653
【多言語】 症状・予防など	英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・日本語 《東京都》保健医療情報センター「ひまわり」(午前9時～午後8時)	☎(5285)8181
【聴覚障害のある方向け】症状・予防など	《東京都》新型コロナコールセンター(一般電話相談)(午前9時～午後10時) 《東京都》新型コロナウイルス感染症相談窓口	☎(0570)550571 ☎(5388)1396

### 経済支援について

内容	相談先	電話・ファックス等
【特別定額給付金】(1面参照) 4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方への給付金 ▶一人につき10万円	《新宿区》新宿区特別定額給付金コールセンター (午前9時～午後7時) 《総務省》特別定額給付金コールセンター (午前9時～午後6時30分)	☎(5273)4353 ☎0120(260)020
【個人向け資金貸付】 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少した世帯への緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費)の貸付の特例措置	《新宿区社会福祉協議会》 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273)3546 ☎(5273)3082
【住居確保給付金】 離職等により住居を失うおそれのある方等に対する家賃相当額の給付金(上限あり。所得等、諸条件あり) ※原則として郵送での申請を受け付けています。	《新宿区》生活支援相談窓口 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3853 ☎(3209)0278
【持続化給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する国の給付金 ▶法人…200万円 ▶個人事業者等…100万円	《経済産業省》持続化給付金事業コールセンター (午前8時30分～午後7時)	☎0120(115)570 IP電話からは☎(6831)0613
【感染拡大防止協力金】 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた都の要請等に応じ、施設の使用停止に協力した中小企業への協力金 ▶単独店舗…50万円 ▶複数店舗…100万円	《東京都》緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター (午前9時～午後7時)	☎(5388)0567 ☎https://www.tokyo-kyugyo.com
中小企業の相談・支援 利子と保証料全額補助の緊急融資のあっせん(貸付限度額/500万円)、セーフティネット保証、危機関連保証、商工相談等	《新宿区》産業振興課産業振興係 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) ※商工相談(予約制)は午後7時の枠まで設けています。	☎(3344)0702 ☎(3344)0221
【店舗等賃貸人への家賃減額分の助成】(上記参照) 店舗等の賃貸人が新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している事業者に対し、家賃を減額した場合に減額した家賃の一部を助成 ▶減額した家賃の2分の1(月50,000円を限度、1賃貸人に付き5物件まで)	《新宿区》店舗等家賃減額助成担当 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3554
【雇用調整助成金】 新型コロナウイルス感染症の影響で休業等を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するための助成金 ▶一人1日8,330円	《厚生労働省》 雇用調整助成金コールセンター(午前9時～午後9時)	☎0120(60)3999
【学校等休業助成金・支援金】 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業に伴い、雇用する労働者の申し出により有給休暇を取得させた事業主や、小学校等の臨時休業に伴い、お子さんの世話をを行うために仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への国の補償 ▶事業主…労働者一人1日上限8,330円 ▶フリーランスの方…1日上限4,100円	《厚生労働省》 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (午前9時～午後9時)	☎0120(60)3999